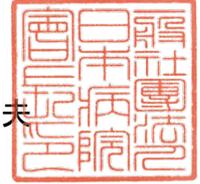


2023年2月28日

厚生労働大臣
加藤 勝 信 様

一般社団法人 日本病院会
会 長 相 澤 孝 夫



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更 に伴う政策・措置の見直しにあたっての要望書

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることとなりましたが、当会といたしましても、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、日本環境感染学会の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版に沿って、個人防護、病室管理、換気等の感染対策をとれば、インフルエンザなど他の疾病と同様に対応することが可能と考えております。

しかしながら、多くの国民は5類感染症に位置づけられた後も第9波、第10波等の不安があることや、また、感染者数は減少傾向にあるものの、医療機関での新型コロナウイルス感染症による入院患者の対応（病室管理、PPE等）は変わらないことについてご理解いただきたいと思っております。

つきましては、3月上旬を目途に国として具体的な対応方針を示す際には、新型コロナウイルス感染症の特殊性を踏まえ、下記の事項についてもご配慮いただきますよう要望いたします。

記

1. 無症状者が感染を拡大させる恐れがあるため、高齢者や基礎疾患を有する者が存在すると考えられる場では、患者、家族についても医療機関の指示に従いマスクを着用する仕組みの創設をお願いいたします。
2. 同様に感染拡大を防ぐためには、感染が疑われる者に対し、確実かつ速やかな検査の実施が重要であり、確実な実施のために当分の間は検査費用の無償化をお願いいたします。

3. 上述の理由により、5類感染症に位置づけられたのちも、当分の間は、従前どおり診療報酬上の特例措置の継続をお願いいたします。
4. 国民の安心を確保し、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症患者の診療に対応するための方針を国が明確に示すとともに、3カ月間程度十分な時間をかけて医療従事者を含む国民に対する周知徹底をお願いいたします。

以上